

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : ① 日管株式会社(法人番号5080401003861)
業者の住所 : 静岡県浜松市中区池町220-4
② 五建工業株式会社(法人番号4010001015827)
東京都千代田区内神田1-16-3
- 2 指名停止措置期間 : ① 令和6年6月13日 から 令和6年10月12日 まで(4か月)
② 令和6年6月13日 から 令和6年 9月12日 まで(3か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事 実 概 要 : 日管株式会社の元取締役及び五建工業株式会社の使用人は、令和2年5月から6月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、その後も、日管株式会社の元取締役は、同年6月から8月に行われた同区発注の区立児童館の改修工事など複数の工事の一般競争入札においても、同区議から入札参加業者名を入手し、入札の公正を害した。
令和2年にあった2件の入札情報を入手した見返りとして、日管株式会社の元取締役は、飲食代約6万円と商品券10万円相当を提供し、五建工業株式会社は、同区議の自宅改修工事費約17万円を負担した。
なお、いずれも公訴時効(3年)が成立している。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内